

政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 20 年 12 月 26 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告書の閲覧に関する規程（昭和 51 年岩手県選挙管理委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>政治資金規正法の規定による<u>収支報告書</u>の閲覧に関する規程 (閲覧の場所及び時間)</p> <p>第 1 条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の 2 第 2 項の<u>収支報告書</u>の閲覧は、<u>岩手県選挙管理委員会事務局</u>において執務時間中にしなければならない。</p> <p>(閲覧上の注意)</p> <p>第 2 条 <u>報告書</u>は、前条の閲覧場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>2 <u>報告書</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>政治資金規正法の規定による<u>収支報告閲覧対象文書</u>の閲覧及び写しの<u>交付</u>に関する規程 (閲覧の場所及び時間)</p> <p>第 1 条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「<u>法</u>」という。）第20条の 2 第 2 項の規定に基づく<u>報告書</u>、<u>書面</u>又は<u>政治資金監査報告書</u>（以下「<u>収支報告閲覧対象文書</u>」という。）のうち<u>選挙管理委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）において<u>受理したもの</u>の閲覧は、<u>委員会の事務局</u>において執務時間中にしなければならない。</p> <p>(閲覧上の注意)</p> <p>第 2 条 <u>収支報告閲覧対象文書</u>は、前条の閲覧場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>2 <u>収支報告閲覧対象文書</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(<u>交付請求の手続</u>)</p> <p>第 3 条 <u>法</u>第20条の 2 第 2 項の規定に基づき、<u>委員会の受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求</u>（以下「<u>交付請求</u>」という。）をしようとする者（以下「<u>交付請求者</u>」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「<u>交付請求書</u>」という。）を<u>委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>交付請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年</u></p> <p>(3) <u>求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）</u></p> <p>(4) <u>写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあつては、その旨</u></p>

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(交付請求に対する措置)

第4条 委員会は、交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するときは、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 交付する日時

(2) 交付する場所

(3) 交付に要する費用に相当する額

(交付の期限)

第5条 収支報告閲覧対象文書の写しの交付は、交付請求があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第3条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(交付の期限の特例)

第6条 交付請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、交付請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについてその写しの交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、委員会は、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内にその写しの交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内にその写しの交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、前条第1項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの収支報告閲覧対象文書についてその写しの交付をする期限

(閲覧又は交付請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第7条 委員会は、閲覧又は交付請求をしようとする者が容易かつ的確に閲覧又は交付請求をすることができるよう、委員会が保有する収支報告閲覧対象文書の特定に資する情報の提

供その他閲覧又は交付請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

(費用負担の額)

第8条 政治資金規正法施行条例(平成20年岩手県条例第61号)

第2条の委員会が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(実施状況の公表)

第9条 委員会は、毎年度、委員会における収支報告閲覧対象

文書の写しの交付についての実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し

必要な事項は、委員会が別に定める。

別表(第8条関係)

区 分	金 額
1 乾式の複写機により用紙に複写したもの(白黒で複写したものに限る。)の交付	収支報告閲覧対象文書 1枚につき10円
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき150円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6	光ディスク1枚につき170円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10

	<u>241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付</u>	<u>円を加えた額</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。